



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル
代表者名 代表取締役社長 大石 侑弘
(コード番号 6755 東証・大証・名証各市場第一部)
問合せ先 法務部長 加納 俊男
TEL (044) 861-7627

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 90 期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」）」が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式等振替制度に一斉移行（株券電子化）されたため、株券の存在を前提とした規定の削除、本変更に係る経過的な措置を定める附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 7 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に定める「みなし定款変更」に基づき削除されたものとみなされております。

(2)株券の再発行等に関わる手数料が不要となったこと及び単元未満株式の買取り、買増しに関わる当社手数料を無料化したことから、所要の変更を行うものであります。(変更案第 11 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 24 日 (水)

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> | <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> |
| <p>(単元未満株券の不発行) <u>第10条</u> 当社は第7条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(単元未満株式についての権利) <u>第11条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> | <p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> |
| <p>第12条 (条文省略)</p> | <p>第10条 (現行どおり)</p> |
| <p>(株式取扱規則) <u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび<u>その手数料ならびに株主の権利行使に関する事項</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則) <u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第14条 ①当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第15条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 ① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> |